

要支援高齢者に対する支援活動の具体例

マンションコミュニティ研究会 中西博

我が国は、超高齢社会といわれるように、平成22年9月の総務省統計局の人口推計によれば、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）23.1%で、今後さらに高齢化が進み、かつ、高齢化世帯（高齢夫婦世帯、高齢単身世帯）が急増すると予想されています。

楽しく安心して暮らせる地域コミュニティを発展させる中で、利害関係のより密接なひとつの共同体であるマンションが、率先して地域をリードする姿勢が望まれます。

高齢者が「介護・診療に至る」前の段階で、ケアするものであり、マンションコミュニティ活動の重要な役割と受け止めなければなりません。

1. 高齢者見守り支援業務

普段は元気で普通に生活している高齢者でも、いつ事故に遭ったり、体調が急変するかわかりません。異変やその前兆に気づくことができれば、孤立死や緊急事態を未然に防ぐことができと考えられます。「何があっても身近に頼れる人がいる」と安心して住めるマンションを目指します。

2. たすけあいサービス業務

介護保険で行えない部分や介護認定は受けても点数的に合わないところを担ったりして、近隣同士の心の通ったお手伝いをすることにあります。主として、高齢者・障害者対象とし、マンション内での生活相互扶助のためにたすけあうもので、援助の依頼があれば、登録されたサービス提供者を派遣する制度です。

3. ふれあいサロン業務

引きこもり、閉じこもり、人間関係が希薄と思われがちの人でも、心のどこかに人とのコミュニケーションを取りたいと思っているに違いありません。「あそこに行けば、何か良いことが起こるかも知れない。」という偶発性への予感を人々の中に膨らませる。この気持を形にする場がふれあいサロンです。

4. 啓発・相談業務

必要に応じて、居住者の中から、あるいは行政・関連機関などからプロを招聘し、講習会や相談会を開催します。

さらに、実施体制や実施計画の立て方など具体的に紹介します。

